

## 外部機関・団体等の依頼配布物について

本校においては近年、外部機関や諸団体からの児童・保護者への配布物の依頼が多くなっており、職員が各学級児童数に応じて枚数を数え分け、更に教室で配布する作業に多くの時間と手間を要しています。特に学期末、学期始めは依頼が集中し、子どもと向き合う時間の確保や教育活動全般に支障が出ています。

についてはこれらを鑑み、下記により外部機関・団体等の依頼配布物に係る規定を定めましたので、ご依頼主様におかれましては趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようにお願いいたします。

### 記

- 本校では、各種団体からのチラシ等の配布物は、学校HPへの掲載または玄関先に置いて児童が自由に持ち帰るようにしており、全校児童または保護者への配布は基本行っておりません。配布を希望される方は、PDFデータの送付または、40部程度を持参・送付してください。
- 文部科学省、滋賀県教育委員会、または大津市教育委員会の後援名義を取得されていない団体、催し等のチラシは原則配布できません。また、後援を取得している依頼であっても、原則取り置きの形での配布となります。
- 上記の規定に反した配布物は、受け取り拒否、または着払いで返送しますのでご了解ください。

大津市立青山小学校長